

韓国法規制情報

子供製品共通安全基準の改定

2019年12月3日、韓国で13歳以下の子供が使用する製品に適用される「子供製品共通安全基準」が改定されました。この改定は、2020年6月4日より段階的に適用されます。主な改定内容は以下の通りです。

・制限物質に、N-ニトロソアミンが追加されます。(2020年12月4日から施行)

物質群	物質名	CAS no.	基準値
N-nitrosamines	N-nitrosodimethylamine	62-75-9	① 36か月未満用の口に入れる製品のエラストマー素材 (おしゃぶり、歯がため、歯ブラシなど) 7物質の合計 0.01 mg/kg
	N-nitrosodiethylamine	55-18-5	
	N-nitrosodi-n-propylamine	621-64-7	
	N-nitrosodi-n-butylamine	924-16-3	② ①を除く36か月未満用製品のエラストマー素材、 または36か月以上を対象とした口に入れる製品 (マウスピース、風船など) 7物質の合計 0.05 mg/kg
	N-nitrosopiperidine	100-75-4	
	N-nitrosopyrrolidine	930-55-2	
	N-nitrosomorpholine	59-89-2	
N-nitrosatable substances	N-nitrosodimethylamine	62-75-9	① 36か月未満用の口に入れる製品のエラストマー素材 (おしゃぶり、歯がため、歯ブラシなど) 7物質の合計 0.1 mg/kg
	N-nitrosodiethylamine	55-18-5	
	N-nitrosodi-n-propylamine	621-64-7	
	N-nitrosodi-n-butylamine	924-16-3	② ①を除く36か月未満用製品のエラストマー素材、 または36か月以上を対象とした口に入れる製品 (マウスピース、風船など) 7物質の合計 1.0 mg/kg
	N-nitrosopiperidine	100-75-4	
	N-nitrosopyrrolidine	930-55-2	
	N-nitrosomorpholine	59-89-2	

・重金属含有量のうち、鉛の基準値が、変更されます。(2020年12月4日から施行)

基準値の新旧対比表

		現行	改定後
鉛含有量(mg/kg)	ペイント、コーティング	90以下	90以下
	その他	300以下	100以下

・6種類のフタル酸の規制範囲が拡大されます。口に入れる製品かどうかに関係なく、すべての合成樹脂製品(繊維や皮革のコーティング含む)に適用されます。(2020年6月4日から施行)

基準値の新旧対比表

		現行	改定後
フタル酸(%)	6種(DEHP, DBP, BBP, DnOP, DINP, DIDP)	子どもが口にする製品 : 0.1以下 ※合成樹脂、繊維・皮革のコーティングに適用	6種(DEHP, DBP, BBP, DnOP, DINP, DIDP) 全ての合成樹脂製品 : 0.1以下
	3種(DEHP, DBP, BBP)	子どもが口にしない製品 : 0.1以下	

詳しくは、以下のURLにてご確認下さい。(韓国語サイト)

<http://kats.go.kr/content.do?cmsid=530&mode=view&page=&cid=21412>

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309